特管物発生50t以上が対象

電子マニフェストの使用義務化の範囲を定める

環境省

環境省は11月2日、改正廃棄物処理法の政省令事項で定める電子マニフェスト義務化の対象として、前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50ㅌ以上（PCB廃棄物を除く）の排出事業者とする方針を示した。

対象者は、収集運搬・処分業者に廃棄物を引き渡した後、3日以内（土日祝日を含めない）に引き渡し年月日等の事項を情報処理センターに登録する。都道府県知事に提出する処理計画に電子マニフェストの使用に関する事項も記載する。

政省令事項案では、親子会社の一体的処理についても触れている。対象事業者は▽出資口数の総数・出資価額の総額を保有している▽出資口数・出資価額の3分の2以上を保有している▽業務を執行する役員を出向させている▽かつて同一の事業者で一体的に廃棄物適正処理を行ってきた――ことが基準になる。

収集運搬・処分を行う場合▽認定グループ内の産廃処理計画を有し、処理者の役割・責任の範囲が明確になっている▽認定グループ外の廃棄物の処理も行う場合はそれぞれ区分する▽認定グループ外の者に産業廃棄物の処理を委託する場合は、共同して委託し、マニフェストを交付する――ことなどを基準とする。廃棄物処理に関して都道府県知事に対する申請や報告書の提出を求める。

その他に許可取り消し時の委託者への通知（処理困難通知関係と同様の内容）や、有害使用済み機器についても方針を定めている。

平成29年11月13日
週間循環経済新聞